# 田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

盤 查

公

表

# 包括外部監査の結果に基づく措置状況

防災のための危機管理に関する事務の執行について

…… (監査公表第23号) … 1

北九州市監査委員

北九州市監査公表第23号平成30年8月30日

 北九州市監査委員
 井
 上
 勲

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 香
 月
 耕
 治

 同
 福
 島
 司

包括外部監査人の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

- 外部監査の種類
   包括外部監査
- 2 選定した特定の事件 防災のための危機管理に関する事務の執行について
- 3 監査の期間平成29年7月20日から平成30年2月21日まで
- 4 監査公表の時期平成30年3月22日(平成30年監査公表第12号)

#### 5 監査の結果に基づく措置状況

#### (1) 危機管理室(避難所)

監査の結果	措置状況

#### 【備蓄数量の正確性について】

各区役所における備蓄品の実在数量については、毎年4月1日及び出水期前後に、各区役所から危機管理室へ実在数量を記載した一覧表が提出される体制となっている。平成29年4月時点で危機管理室に提出された備蓄品の数量一覧表について、実在数量と異なる数値が報告されていた。備蓄数量に関する正確な把握は重要性が高いため、一覧表と受払簿の一致の確認等、正確性を確認する必要がある。

#### (危機管理室危機管理課)

平成30年4月の関係者会議等を通じ、 払出しや受入れの際は、確実に受払簿に 反映させるよう認識の共有を行った。また、受払簿を同一品目1シート化に修正 するとともに、受払簿による数量確認や 入力を容易にし、正確に記載されるよう 修正した。

#### (2)消防局

監査の結果

措置状況

#### 【備品一覧の適切性について】

消防局では消防団を含む各課で所有する備品についてシステム管理を行っている。

消防局及び各消防署では、備品一覧 (当該システムから出力された台帳)と 現物の照合を年1回実施し、現物管理を 行っている。

備品一覧の登録情報の正確性を検討 した結果、登録情報の誤りが検出され た。

備品一覧が誤った状態で管理されている場合、備品の状態を正しく把握することが困難になるため、備品の紛失や盗難といったリスクが生じる。このため、備品一覧の適正性を担保するために、購入時の登録情報について適切に確認を行い、誤りがある場合には適時に修正を行う必要がある。

#### (消防局総務課)

備品一覧の登録情報の誤りは、平成30 年3月にすべて修正を行った。

これまで車両購入時の備品登録については、配置先で登録作業をしていたが、今後は購入課にて登録作業後、管理換え手続きを行うことでチェック体制の強化を図ることとした。

#### (3)消防署

監 査 の 結 果 措 置 状 況 【消防団の訓練計画における人員数に (消防局消防団・市民防災課) ついて】 費用弁償の対象となる訓練に参加す 各消防団における訓練やイベント警 戒、研修等(以下「訓練等」という。) る人員数は訓練計画で定められている ことから、当該人員数の枠を超えて活動 は、各消防団が立案する訓練計画に基づ に参加した消防団員に対しては、費用弁 き、実施している。 償が支給されていない。実際に活動に参 この訓練計画では、訓練等が最も効 加した全ての消防団員への費用弁償の 果・効率的に行われるための参加人員を 支給が望ましいとも考えられるところ、 定めている。 訓練計画の見直しが必要ないかを検討 このため、訓練等において訓練計画を されたい。 上回る参加者があった場合は「自主参 加」となり、費用弁償の支給対象外とし ている。 監査の指摘を踏まえ、今後も効果的な 訓練等を実施していくために、必要な人 員数について、より精査した訓練計画の 策定を消防団へ促すとともに、訓練等の 参加人員の管理徹底を図っていく。 なお、平成30年2月に各消防署の消 防団事務担当者と会議を行い、担当者か ら消防団に当該案件についての周知を

行っている。

#### (4)消防署

監査の結 果 措 置 状 況 【備品一覧の適切性について】 (消防局門司消防署予防課、八幡西消防 署予防課) 往査拠点の備品一覧の登録情報につ 市の会計規則及び物品管理要領に基 て検討を行った結果、備品一覧への登録 づき、各課物品管理者の所管する物品に 方法や記載方法について、取り扱いが統 ついて、平成30年3月までに徹底した 一されていない事例や不明瞭な事例が 調査を行って所在を明確にし、統一した あった。 措置を講じた。 各署一律の備品管理の適正性を担保 するために、備品一覧の登録方法や記載 方法について、市の会計規則及び物品管 理要領に従い統一的に取り扱うことが 必要である。

# 6 監査の結果(意見)に基づく措置状況

# (1)危機管理室

監査の結果(意見)	措置状況
【アンケート結果について】	(危機管理室危機管理課)
市は行政サービスの維持・向上のため、平成22年度から行政評価を行っており、同評価の過程で無作為抽出による市民アンケートを行っていることから、アンケート結果を、防災に関する取り組みを策定する際の要素として検討することが望まれる。	今後、アンケート結果を、出前講演等 の防災啓発事業に反映できるよう検討 していく。

#### (2) 危機管理室

監査の結果(意見)

措置状況

# 【<u>みんな de Bousai まちづくり推進事</u> 業について】

市は、市民が自ら「命を守りぬく」ことができる自助・共助の力を向上させるとともに、地域防災力の育成及び活性化を推進するため、「みんな de Bousai まちづくり推進事業」を行っている。平成29年4月時点では、市が有する132校区のうち7校区がモデル校区として当該事業を実施していた。今後、同事業の実を増やしていく予定であるが、同事業を市全域に広めるには、現状のペースでは多大な期間を要するため、同事業の展開について市の積極的な働きかけが望まれる。

#### (危機管理室危機管理課)

当事業は、地域の主体性を重要視して おり、地域の手挙げ方式で募集(毎年 5 月)している。また、地域での議論を促 しまとめていく、外部人材であるファシ リテーター(進行役)が重要な役割を担 っている。

そのため、平成30年度は、年間10校 区の実施を目指し、4、5月に自治会等へ の説明・出前講演などで積極的な働きか けを行った。(15回実施)

また、ファシリテーター2 名の増を行った。

今後も、こうした取り組みにより、事業を推進していく。

#### (3) 危機管理室

監査の結果(意見)

措置状況

#### 【備蓄品の目標数量について】

市は、災害発生時のための備蓄品の目標数量を、「福岡県地震に関する防災アセスメント調査(平成24年3月)」における想定避難者数に基づいて算定している。同調査は平成24年3月に実施されたものであり、それ以降、想定避難者数の見直しを行っておらず、現状の想定避難者数が十分でない可能性がある。災害発生時における十分な備蓄品の供給の観点から、想定避難者数の見直しの必要性について検討することが望まれる。

#### (危機管理室危機管理課)

市として公的に備蓄する品目、数量や その想定について、今後、他都市の状況 や流通備蓄の状況等を調査の上、見直し の必要性も含め、適宜、研究していく。 一方で、公的な備蓄だけでは、おのず と限界があることから、自助・共助・公 助それぞれの考えに基づき、備えを行う

と限界があることから、自助・共助・公助それぞれの考えに基づき、備えを行う事も重要と考えており、様々な機会を捉え、家庭、地域、企業での備蓄促進についても積極的に啓発していく。

#### (4) 危機管理室

監査の結果 (意見)

措 置 状 況

#### 【備蓄品の配置について】

市は、非常用食糧及び非常用飲料水の各市民センター及び各市立小学校への配置数を一律で定めている。しかし、各区における人口数、地域の特性等はそれぞれ異なるものと考えられる。このため、現状の一律に定めている数が十分な配置数となっているかについて検討することが望まれる。

#### (危機管理室危機管理課)

備蓄品の保管施設や管理環境は一律ではないため、人口比率を考慮し配置することは難しい。また本市では、各施設への一定程度の一律な備蓄と緊急物資輸送センター等への集中配置の組み合わせにより、災害の発生場所等の状況に応じ、備蓄品が不足する施設に融通できるようにしている。

#### (5) 危機管理室

監査の結果(意見) 措置 状 況

## 【<u>市民センターにおける備蓄品の管理</u> 方法について】

市民センターにおける備蓄品の管理 については、管理要領で定めているが、 各施設の施設管理者に一任されている 状況であるため、備蓄品管理に関する詳 細(例:備蓄品置き場の施錠管理等)に ついて、各施設管理者と十分な情報共有 を行うことが望まれる。

#### (危機管理室危機管理課)

各施設の規模や保管場所等の状況から、一律な管理方法を指定することは難しいが、平成30年4月の関係者への研修会や会議等を通じた、適切な管理についての認識の共有に加え、同年6月に保管場所等について、管理要領の改正を行った。

#### (6) 危機管理室

監査の結果()	意見)	措	置	状	況

## 【<u>市民センターにおける備蓄品の補充</u> 方針について】

避難所において備蓄品が使用された場合の補充方針は定められていない。備蓄品の補充を速やかに行うために、備蓄品の補充方針を明確にマニュアル等で定めることが望ましい。

#### (危機管理室危機管理課)

災害後など、在庫確認が必要な時に は、速やかに数量調査を実施し、補填す るよう、平成30年6月に備蓄品の補充 方針について管理要領の改正を行った。

#### (7) 危機管理室

監査の結果(意見)

措置状況

# 【<u>市立小学校における備蓄品の管理方</u> 法について】

各小学校に配置されている備蓄品については、払い出し実績がないことから、その他の備蓄品保管場所とは異なり、定期的な実地棚卸による実物の確認が行われていない。このため、市が把握している備蓄数量と実物数量の一致、また、備蓄品の保管状況が確かめられていない状況である。

災害発生時においては、各小学校で多数の避難者の受け入れが想定される。このため、通常時における備蓄品の保管状況把握の観点から、各小学校における備蓄品についても、定期的に保管状況を確認することが望まれる。

#### (危機管理室危機管理課)

備蓄品の追加購入や賞味期限が5年の 備蓄品を更新により納品する際に、納品 業者に配置の向きや並べる順番につい て図で示し、学校職員による立ち合いの 下、納品・配置しており、使用期限等が 混在しないよう配慮している。

さらに、平成30年度からは、納品業者に納品後の写真の提出を求める予定であり、保管状況の定期的な確認に努めていく。

#### (8) 危機管理室

監査の結果(意見)

措置状況

#### 【市が有する水防資器材について】

市は、水防資器材の基準数量について、「水防資器材配置基準表(平成18年度作成)」に従って定めている。同数量は過去の災害(平成11年6月29日の豪雨災害及び平成11年9月24日の台風第18号)の被害状況を基に算定されており、以降見直しは行われておらず、現状の備蓄数量が十分でない可能性がある。災害発生時における十分な水防資器材の確保の観点から、基準数量の見直しの必要性について検討することが望まれる。

#### (危機管理室危機管理課)

現在、本市では、想定外の災害も考慮し、近年で最も被害が多く、災害救助法が適用された平成 11 年の使用数量を基に、その3倍の量にあたる水防資器材の備蓄を行っている。

基準数量については、今後、本市の災害状況等を考慮し、見直しの必要性も含め、適宜、研究していく。

#### (9) 危機管理室

監査の結果(意見)

措置状況

#### 【避難行動要支援者の把握について】

市では避難行動要支援者の把握のため、避難行動要支援者名簿の作成を行っている。名簿作成後、各区ではカンファレンスを開催し、関係部署で名簿情報を共有するとともに、避難行動要支援者に応じた避難支援等の事前検討を行うこととしているため、カンファレンスは避難行動要支援者の正確な把握において重要なものである。

しかし、市の危機管理対策を統括する 役割を有する危機管理室では、避難行動 要支援者名簿の更新を行っているが、カ ンファレンスの実施状況の取り纏めを 行っていないため、危機管理室におい て、カンファレンスの結果を網羅的に把 握するための体制を構築する必要があ る。

#### (危機管理室危機管理課)

平成 30 年度からは、各区役所にて開催されるカンファレンスの結果を収集する。

# (10)危機管理室

監査の結果(意見)	措	置	状	況
【外部機関との連携について】	(危機管理室	危機管	理課)	
市は、平成9年1月16日に、株式会社エフエム九州と「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」を締結している。しかし、同社の放送事業は株式会社CROSS FMに譲渡されている。このため、法的効力の観点から協定を再度締結する必要がある。	平成30年5	5月17日	日に再締	結を行った。

# (11) 危機管理室

監査の結果(意見)	措置状況
【 <u>防災訓練への参加について</u> 】	(危機管理室危機管理課)
市が締結している協定内容のうち、市が実施する防災訓練への締結相手の参加に関する条項が見受けられる。締結相手の中には長期にわたり、防災訓練に参加していない締結相手も見受けられることから、締結相手の定期的な参加を求めることが必要である。	各区の防災担当職員に対する会議等を通じ、協定締結企業の各区の防災訓練への参加を求めていく。

#### (12) 危機管理室

監査の結果(意見) 措 置 状 況 【物資供給に関する協定について】 (危機管理室危機管理課) 市は、平成20年7月25日において、 平成30年度中に数量の確認を行う。 イオン株式会社(平成20年8月21日付 で会社分割により株式会社イオンリテ ールに承継)、イオン九州株式会社及び マックスバリュ九州株式会社と「災害時 における生活必需物資等の供給に関す る特別協定」を締結している。災害発生 時における避難者への物資の供給は重 要性が高く、十分な物資の供給を実施す る観点から、定期的に締結相手方が有す る物資の数量を把握しておくべきであ

#### (13) 危機管理室

る。

監査の結果(意見)	措	<b>†</b>	<b>登</b>	犬	己
【公衆電話の設置について】	(危機管	7理室危	機管理課	₹)	
市は、平成26年3月11日において、	今後、	市民・事	業所に西	記布してい	いる「防
西日本電信電話株式会社と「特設公衆電	災ガイト	ドブック	」の更	新時期な	さどに併
話の設置・利用等に関する覚書」を締結	せ、設置	量場所掲	載の検討	けを行う。	
している。覚書によれば、特設公衆電話					
の設置場所について、市及び締結相手の					
ホームページ等で公開することとされ					
ているが、インターネット環境を有さな					
い市民も多数存在することを踏まえる					
と、ホームページ以外での公開を検討す					
ることが望まれる。					

#### (14) 危機管理室(避難所)

監査の結果(意見)

措置状況

#### 【備蓄品の受払管理について】

各区役所における備蓄品は所定の受 払簿により管理されることになってい る。しかし、受払簿を確認したところ、 残数量として記載されている数量と現 物の数量の不一致、消費期限の記入の誤 りが見受けられた。これらの受払簿の全 ての記載項目について正確な記載がさ れるように、受払管理の体制を適切に運 用することが必要である。

#### (危機管理室危機管理課)

平成30年4月の関係者会議等を通じ、 払出しや受入れの際は、確実に受払簿に 反映させるよう認識の共有を行った。ま た、受払簿を同一品目1シート化に修正 するとともに、受払簿による数量確認や 入力を容易にし、正確に記載されるよう 修正した。

#### (15) 危機管理室(避難所)

監査の結果(意見)

措 置 状 況

【市立小学校における備蓄品の管理状況について】

各市立小学校における備蓄品は共通の木製の箱によって管理されている。災害発生時において、消費期限の迫った備蓄品から円滑な供給を行うため、備蓄品の納品業者との間においても、消費期限の順番に備蓄品を配置するように取り決めされているとのことであるが、取り決めどおりの配置がなされていない小学校が見受けられた。このため、備蓄品が適切に配置されているかについて、定期的に確認することが必要である。

(危機管理室危機管理課)

備蓄品を購入し納品する際に、納品業者に、配置の向きや並べる順番について図で示し、学校職員による立ち合いの下、納品・配置しており、使用期限等が混在しないよう配慮している。さらに、平成30年度からは、納品業者に納品後の写真の提出を求める予定であり、配置状況の定期的な確認に努めていく。

#### (16) 危機管理室(避難所)

監査の結果(意見)

措置状況

# 【市民センターにおける備蓄品の管理 状況について】

市民センターにおける備蓄品の管理 について、施錠されていない場所におい て備蓄品が管理されているセンターが 見受けられた。部外者による盗難が可能 な状態での備蓄品の管理は、十分な管理 状況とは言い難く、管理方法の見直しが 必要である。

#### (危機管理室危機管理課)

市民センターによって、施設の大きさ や保管場所となる倉庫の数が異なるた め、ある程度のスペースが必要となる備 蓄品を保管するには、施錠がある倉庫で は対応できない施設もあるが、平成 30 年4月の関係者への研修会等を通じ、適 正な管理について説明するとともに、同 年6月に管理要領の改正を行い、保管場 所について、紛失防止等に配慮するよう 追記するなど、見直しを行った。

#### (17) 危機管理室(避難所)

監査の結果 (意見)

措 置 状 況

#### 【避難所の受入人員数の算定について】

各避難所における受入人員数の記載 について、実際の使用可能範囲を十分に 考慮せずに算定している可能性がある 避難所が見受けられる。そのため、災害 発生時における使用可能面積に基づき 受入人員数を算定する必要がある。

#### (危機管理室危機管理課)

避難所の施設別調査票を更新する際に、使用可能面積を精査する方法などについて検討中。

#### (18) 危機管理室(避難所)

監査の結果(意見)

措置状況

#### 【備蓄品使用後の報告について】

災害により市民センターを避難所として開設した後など、在庫確認が必要な場合、所在区の区役所は市民センターで払い出された備蓄品に関する情報を照会することになっている。

しかし、市民センターの現場視察を行った結果、避難所として開設した際に、 備蓄品が払い出された状況を区役所担 当者及び危機管理室が適時に把握していないケースが見受けられた。備蓄品の 補充を適切に行うために、区役所及び危 機管理室は備蓄品の使用状況を適切に 把握する必要がある。

#### (危機管理室危機管理課)

危機管理室では、年2回(4月、出水 期後)及び避難所を開設した災害の後に は、各区役所の担当者を通じ、払い出し に伴う数量の確認を行っているが、再 度、確認について徹底した。

また、災害後など、在庫確認が必要な時には、速やかに数量調査を実施し補填するよう、平成30年6月に管理要領の改正を行った。

#### (19) 危機管理室(避難所)

監査の結果(意見)

措置状況

# 【消費期限の異なる備蓄品の混在について】

市民センターにおいて、消費期限の異なる備蓄品が同一の段ボール内で混在した状態で保管されていた。消費期限の管理が適切に行われていない場合、災害発生時に消費期限切れにより必要な備蓄品を使用できない可能性が生じるため、消費期限ごとに分けて管理する必要がある。

#### (危機管理室危機管理課)

平成30年4月の関係者への研修会や会議等を通じ、適切な管理についての認識の共有に加え、賞味期限の異なる備蓄品の混在防止について、補填の際に注意するよう、同年6月に管理要領の改正を行った。

#### (20)消防局

監査の結果(意見)

措 置 状 況

#### 【消防団員の初任科研修について】

消防団に加入した団員については初 任科研修(座学)の3年以内の受講を求 める方針であるものの、一部の消防団員 は受講できていない。各消防団員は、災 害発生時において、重要な役割を有する ため、必要な知識と技術の習得、消防団 員の資質の向上を図る必要があること から、未受講の消防団員に関する代替措 置を講じる必要がある。

#### (消防局消防団·市民防災課)

監査の意見を踏まえ、平成31年度からは、未受講者に対する伝達研修が更に確実に行えるように代替措置として、研修の講義内容を動画で撮影したDVDデータを各消防署へ送付し、各分団と協力してより充実した伝達研修を実施していくこととしている。

#### (21)消防局

監査の結果(意見) 措置 状

#### 【消防団員の定員数について】

市の消防団員の定員数は平成 29 年 4 月 1 日時点で、2,030 名となっている。 定員数の見直しについては、昭和 49 年 以降定員は変更されていないとのこと であり、現状の消防団員数が過大又は過 少な水準になっていないかについて、引 き続き検討することが望まれる。 (消防局消防団·市民防災課)

消防団員の定員数については、現行の 指標となる消防力の整備指針(消防庁勧 告)第36条において、「地域の実情に 応じて必要な数」とされている。

況

監査の意見を踏まえ、今後は、国の方針や大規模災害における消防団の活動状況等を踏まえつつ、大都市における定員数の算定根拠や定数改正の変遷、今後の改正予定等の実情を精査する等、関係部局及び消防団と研究を重ねていく。

#### (22)消防署

監査の結果(意見)

措置状況

#### 【消防団の活動経費について】

消防団の運営活動に要する経費として、消防局の予算より交付金が支払われている。消防団が交付金を受ける際には、原則として、資金の使途が詳細に把握できる領収書等の添付が求められている。しかし、食糧費に使用された費用の総額は把握できるものの、詳細を把握することができない領収書が見受けられた。

(消防局消防団·市民防災課)

監査の意見を踏まえ、直ちに次の改善 に取り組んでいる。

- 1 平成 29 年 12 月 10 日付けで、消防 団事務取扱要綱を次のとおり一部改 正した。
- (1)「明細の分かる領収書を添付すること」を加えた。
- (2)「消防署予防課職員が毎月、消防 団業務日誌の内容をチェックする こと」を加えた。
- 2 平成 29 年度末に、交付金の取り扱い等に係る事務処理マニュアル(案) を作成し、各消防署予防課から同(案) に対する意見等を聴取した。

この意見等を踏まえ、「(仮称) 北九州 市消防団交付金マニュアル」を平成 30 年度の第2四半期内を目途に完成させ、 これを消防署予防課と各消防団で共有 しながら、更なる事務の適正化に努めて いく。

#### (23)消防署

監査の結果(意見)

措置状況

# 【<u>消防団における費用弁償手続について</u>】

費用弁償支給の際に基となる消防団 員出動報告書について、消防団本部の署 名が漏れているもの、分団における署名 欄及び本部における署名欄に同様の担 当者の署名となっている報告書が見受 けられた。活動に対する適正な費用弁償 を実施する観点から、市は報告書の内容 の確認に関する職務の分掌を整理した 上で、改めて周知徹底する必要がある。 (消防局消防団・市民防災課)

監査の意見を踏まえ、「消防団事務分 掌要綱」及び「消防団事務取扱要綱」に 基づく「消防団本部」及び「消防署予防 課」の事務の区分・役割等を再確認する こと、署名の意義や責任を踏まえ、今後 このような指摘を生まないように適切 に事務処理をすること等について、各消 防署予防課長及び各消防団長へ周知・徹 底を図った。

なお、平成30年2月に各消防署の消防団事務担当者と会議を行い、担当者から消防団に当該案件についての周知を行っている。

#### (24)消防署

監査の結果(意見)

状 措 置 況

#### 【費用弁償支給対象の活動について】

消防団員への費用弁償について、同様 の活動内容にも関わらず、費用弁償の対 | 戒、研修等(以下「訓練等」という。) 象となる活動かについて相違が見受け られた。同様の活動内容であればいずれ も費用弁償の対象にすべきであると考 えられる。このため、費用弁償に関する 運用方法を見直しすることが望まれる。

(消防局消防団・市民防災課)

各消防団における訓練やイベント警 は、各消防団が立案する訓練計画に基づ き、実施している。

この訓練計画では、訓練等が最も効 果・効率的に行われるための参加人員を 定めている。

このため、訓練等において訓練計画を 上回る参加者があった場合は「自主参 加」となり、費用弁償の支給対象外とし ている。

監査の意見を踏まえ、今後も効果的な 訓練等を実施していくために、各訓練等 に必要な人員数を精査した訓練計画の 策定を消防団へ促すとともに、消防団及 び消防署による訓練等への参加人員の 管理徹底を図っていく。

#### (25)消防署

監査の結果(意見)

措置状況

#### 【消防団員の活動内容について】

費用弁償の支給対象となる活動については、どのような活動を行ったかが具体的に把握できるようにすべきであり、活動内容については可能な限り具体的に記載することが望まれる。

#### (消防局消防団·市民防災課)

費用弁償の対象となる訓練やイベントの警戒等の活動は、「消防団員出動報告書」に明記することとしているが、具体的かつ詳細な活動内容が記載されていない現状も散見される。

監査の意見を踏まえ、各消防署予防課の消防団事務担当者が消防団から提出された記載内容を具体的であるか、また誤記等がないかを確実にチェックしていくとともに、必要があれば加筆を求めていくこと等も含めて、平成30年2月開催の消防団事務担当者会議で周知を図った。

#### (26) 建築都市局

監査の結果(意見)

措置状況

#### 【市所有施設の耐震性について】

市所有施設について、平成29年3月末時点で耐震未対応の施設が見受けられる。これらのうち、今後の方針が未確定な施設も存在しており、災害発生時における倒壊等のリスクに対する対策が不十分であると考えられる。耐震未対応の物件については、地震等の災害発生時における倒壊の危険性があるため、市

(施設の所管局) は早期に今後の方針を 確定させる必要がある。

#### (建築都市局施設保全課)

市有建築物の耐震化は、施設の所管局が主体となり、計画的に進めるよう指導を行った。

特定既存耐震不適格建築物については、建替、解体等の予定施設(9棟)を除き平成27年度に完了。建替、解体等の予定施設については、施設の所管局の方針決定を踏まえ対応する。

特定以外の建築物の耐震化について は、施設の所管局の計画に基づき、技術 的支援を行う。

#### (27) 産業経済局

監査の結果(意見) 措 置 状 況 【既存建築物の耐震診断について】 (産業経済局門司港レトロ課) 平成29年7月31日時点において、市 旧大阪商船については、平成27年度 所有の特定外建築物である旧大阪商船 に予備的な耐震診断を行っており、耐震 が耐震未診断となっているため、市は早 性能が不足していることが判明してい 期に耐震診断を実施する必要がある。 るが、特殊で複雑な構造の建築物(煉瓦 型枠コンクリート造と木造の混合物)で あることから、更に構造等の調査を行っ た上で、詳細な耐震診断を行う必要があ るとの結果であった。 これまで、耐震診断を行う予算を確保

> することができず未実施の状況である が、監査の意見を踏まえ、できるだけ早

期に耐震診断を行う予定である。

監査の結果(意見)

措置状況

#### 【上下水道施設の耐震改修について】

市は、平成29年7月31日時点において、耐震未改修の上下水道施設を25棟 有している。上下水道施設については、 災害発生時における機能維持の観点から、耐震改修を早期に実施することが望 まれる。

#### (上下水道局浄水課、施設課)

上下水道施設の建築物の多くは、水槽などの土木構造物との複合建築物であり、施工が困難でコストも高いため耐震改修に時間を要する。

こうした厳しい状況のなか、現在7棟の耐震改修に着手しており、そのうち1棟は平成30年度、残りの6棟は平成36年度の完成を目指している。

しかし、下水道施設については、「安全安心な市民生活に直結する汚水処理や浸水防除の機能を常に果たす」という役割であることから止めることができないため、運転しながらの施工となり工期が著しく長期化する。また、広範囲の汚水や雨水を自然流下により収集しているため地下深くまで構造物があり、難易度の高い工事になることから極めて工事費が高くなり、全国的にも耐震改修は進んでいないという状況である。

このため、国は下水道施設を対象に施設を更新するまでの間、機能上最低限の耐震化を行えば良いという新たな指針を平成 26 年に示した。今後は、この指針に従って耐震再診断等を行い、残り 18 棟の耐震改修を早期に実施していく予定である。